

大阪市告示第364号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

大阪市長 横山英幸

1 工作物等の名称又は種類、形状及び数量等

項番	名称又は種類、形状 及び数量	工作物等の放置されて いた場所	工作物等を撤去した日 時
1	栈橋 1基	大阪市港区海岸通3丁目2-2地先	令和8年3月6日
2	小屋 1棟	大阪市港区海岸通3丁目2-2地先	令和8年3月6日

2 工作物等の保管を始めた日時

令和8年3月6日

3 工作物等の保管の場所

大阪市港区海岸通3丁目2-2地先

4 保管した工作物等の返還期限

令和8年9月5日

ただし、令和8年6月5日までに返還の申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、又は工作物等を廃棄することがある。

5 工作物等の撤去等に係る費用負担

工作物等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者、その他当該工作物等について権原を有する者、その他

当該撤去に係る措置を命ずべきものの負担とする。

6 返還の申出及び問い合わせ先

大阪港湾局施設管理部海務課（海務）

（住所）大阪市港区海岸通3-4-28

（電話番号）06-6571-1745

（大阪港湾局施設管理部海務課）